専決処分の報告について

秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年6月6日提出

秦野市長 髙 橋 昌 和

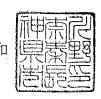


## 専 決 処 分 書

秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和6年5月10日

秦野市長 高 橋 昌 ラ



## 理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、条例で引用する同法の条項及び用語が改められたため、改正する。

秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部を改正する条例

秦野市個人番号の利用事務を定める条例(平成27年秦野市条例第21号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「法別表第1」を「法別表」に改め、同条第3項前段中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同項後段中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

報告第19号 秦野市個人番号の利用事務を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

(個人番号の利用に係る事務)

- げる事務のうち規則で定めるものとする。
- (1) (略)
- (2) 法別表の第2欄に掲げる事務のうち、市長が行う別表第 12項から第23項までの左欄に掲げる事務
- (略)
- 前項の規定は、特定個人番号利用事務を処理する場合につい て準用する。この場合において、前項中「市長」とあるのは 「市長又は教育委員会」と、「別表の左欄に掲げる事務のうち 規則で定めるもの」とあるのは「特定個人番号利用事務」と、 「同表の右欄に掲げる特定個人情報のうち規則で定めるもの」 とあるのは「利用特定個人情報」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

(個人番号の利用に係る事務)

第3条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、次に掲 | 第3条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、次に掲 げる事務のうち規則で定めるものとする。

ĺΗ

- (略) (1)
- (2) 法別表第1の第2欄に掲げる事務のうち、市長が行う別表 第12項から第23項までの左欄に掲げる事務
- (略)
- 3 前項の規定は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理する 場合について準用する。この場合において、前項中「市長」と あるのは「市長又は教育委員会」と、「別表の左欄に掲げる事 務のうち規則で定めるもの」とあるのは「法別表第2の第2欄 に掲げる事務」と、「同表の右欄に掲げる特定個人情報のうち 規則で定めるもの」とあるのは「同表の第4欄に掲げる特定個 人情報」と読み替えるものとする。